

水門・陸閘等の操作等の委託のあり方（中間とりまとめ（素案））

Ⅲ. 操作委託契約等に基づく操作・退避ルールの実効性確保

水門・陸閘等のうち約75%が、海岸管理者から地元市町村、近隣民間企業、自治会・町内会、漁協、消防団、個人等に操作等が委託されている。委託されているもののうち、約19%は契約書等によらず、つまり口頭等により委託がなされており、また契約書等で委託されている場合でも、委託内容、責任の所在、受託者の被災時の補償等が不明確となっているものも見られる。

また、操作・退避ルールの確実な実行を確保する観点からも、海岸管理者直営では閉鎖できない施設（群）の閉鎖については、操作委託契約等に基づく操作体制を確立する必要がある。委託契約等は、文書化して委託内容や操作員の安全確保を明確化することが重要であり、協定・取り決め等の形式も考えられる。

なお、分析できる契約事例の蓄積に伴い、より実態に即して委託契約のあり方を見直していく必要がある。また、契約等を締結後、時間の経過に伴う社会経済情勢等の変化や訓練と机上検討との間に乖離が見られた場合、適切に対応していくことが必要である。

（1）操作委託契約等で明確にすべき事項

操作委託契約等において明確化すべき主な事項として、以下のような事項が考えられる。

①操作委託先の検討

管理者が直営で操作等を行わない施設について、操作等を適切に実施できる者を検討する。委託契約書の83サンプルを分析したところでは、約50%が地元市町村への委託となっており、次いで民間企業が約20%となっており、委託先としては、災害に対する一定の知見を有する地元市町村（消防団等を含む）への委託が望ましい。一方で、地元市町村での対応には限界もあることから、長年にわたり水門・陸閘等の操作に携わるなど現場に精通した民間の者や、海岸管理者との良好な関係の下で有効な水門・陸閘等の管理を行っている自治会や企業等に委託するなど、地域の実情に応じて適切に検討する。ただし、受託者の責任の範囲を明確にするとともに、必要に応じて、民間保険の活用等が適切になされるように留意する。

②再委託先を含めた操作体制の把握

委託契約書を分析したところ、海岸管理者から地元市町村に委託された後、さらに民間企業や自治会・町内会に委託されている例も約 20%ほど含まれており、地域の実情に応じて、最終的に現場で操作を行う者は海岸管理者からの委託先だけでなく、委託された市町村等からの再委託により、さらに別の者が操作を行う場合が想定される。現場操作員からの結果確認は管理システムの重要な一部分を成しており、海岸管理者は、委託先の指示者、再委託先の最終操作者等も含め、現場操作に携わる者を全て把握し、指示・伝達システムを整理するものとする。

③委託契約内容の明確化（操作の対象となる災害、操作・退避の判断基準等）

委託契約書を分析した結果、災害時の操作として津波及び高潮時の対応を定めている契約書が 90%以上を占めている。災害時の閉鎖を委託する場合、対象となる災害及び操作施設を明確化する。対象となる災害について、閉鎖操作を開始する判断基準、退避を開始（又は完了）する判断基準を操作・退避ルールに基づき適切に設定し、委託先に徹底させることにより、現場操作員の安全を確保する。

なお、現場操作員の安全確保の観点から、閉鎖できない施設があっても退避を優先することもあり得るため、閉鎖の優先順位を、委託時にあらかじめ定めておくことが望ましい。

また、現場操作員の視点で、契約内容の範囲が、発災から退避に至るまでの手順の中で簡易に把握できるよう努めるものとする。発災、準備、参集、出動、操作、退避等の一連の流れを補助的に図で示すことも有効である。

点検・整備を委託する場合は、委託先の実施すべき業務の範囲を明確化することが望ましい。委託先の体制次第では、補修、除雪等を全て委託することは困難なことが想定されるため、例えば、定期的な清掃及び点検結果の報告までを委託内容とし、補修等が必要な場合には、点検結果の報告に基づいて委託者が行うことを明確にする等の対応が考えられる。

④委託料の有無

委託契約書を分析したところ、委託料に関する記載が含まれている契約書が約 75%（有償：約 58%、無償：約 17%）となっており、特に民間企業へ委託する場合は有償である場合が多い。水門・陸閘等を主に活用する者と操作を行う者との関係によって、委託料を検討する。

⑤操作に伴う責任の範囲と補償の方法

委託契約書を分析したところ、第三者等への損害等に係る責任については、半数以上が記載されていない状況となっているが、操作活動には負傷等のリスクは含まれることから、責任関係を明確にしておく必要があると考えられる。委託元と委託先の関係や、地域の実情に応じて責任の範囲は適切に検討するものとするが、水門・陸閘等の操作による背後資産等の損害が発生した場合には、操作員の重大な過失がある場合を除き、当該操作員への責任が生じ得ない契約内容とすることを原則とする。

操作活動への従事によって生じた損害や負傷の補償については、民間保険等によりカバーされるよう、費用負担を含め当事者間で事前に補償方法を明確にしておくことが望ましい。

⑥操作委託先の「その他の活動」の考慮

操作員の中には水門・陸閘等の閉鎖の他に避難誘導等の活動を行っている場合もあるため、委託内容や操作・退避ルールを検討する際には、必要に応じて考慮し、委託契約等に反映する。操作・退避ルール設定の考え方において、「その他の活動時間」の取り扱いも記載しているため、参照されたい。

(2) 社会状況の変化への対応

今後、少子高齢化が進展して地域における現場操作の担い手が減少していくことが考えられる。かかる観点から、操作等の委託のあり方も社会状況の変化に適切に対応していく必要がある。これまで、全体の19%（平成25年度時点）を占めていた自治会・町内会及び個人への操作委託が少子高齢化等の影響で困難となる地域も増えてくる可能性もある。

操作委託先を検討する上では、社会状況の変化を念頭に、統廃合、自動化・遠隔操作化等を進め現場操作を要する施設を絞り込むとともに、委託先として適切な民間企業等の開拓も同時に進めていく必要がある。